

R6 年度明星小学校使用教科用図書の基本方針及び採択基準について

明星小学校

本校の令和6年度使用教科書の採択については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の定め、及び本校学則第10条「教科用図書は、文部科学大臣の検定又は認可（著作）したものを使用する」に沿って、以下の方針と採択基準に基づいて行うものとする。

1 今回採択に向けた基本方針

- (1) 現行の教科書は、新しい学習指導要領に基づいたものではあるが、育成を目指す資質・能力や新しい学習評価についての理解や周知が十分とは言えない時期に発行されており、今回は、同じ発行者でも内容が随分書き換えられていることに留意して比較検討する。
- (2) 本校の教育目標で育成を目指す子ども像や資質・能力を、「主体的・創造的に探究する（ことができる）子」「豊かな人間性をみがく（ことができる）子」「たくましい行動力のある子」と定めたことから、それらの実現にふさわしい教科書を選定するようにする。
- (3) 進学や高いレベルの探究を個別に目指すことを尊重する立場から、課題や問題レベル、SDGs等環境問題や人権等社会問題の扱い、深い自己理解や他者理解の内容の扱いなどについても考慮する。

2 採択基準

上記方針を踏まえ、以下の基準を設定する。

- (1) 本校の子どもにとって、深い学びが得られ、自力で学ぶにも分かりやすく、かつ、本校の教師にとって、教材提示がしやすく、扱いやすいこと。
- (2) 教材として、どこを課題に据えているか把握しやすく、挿絵や資料が適切で、タブレットを使って分かりやすくするためのQRコード等が扱いやすいこと。
- (3) その他、教科の特質を踏まえ、紙面上の読みやすさ、字の大きさ、練習・発展・応用問題の量や質、読み物、挿絵・図・グラフの量や質などが適切であること。